

横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」（以下「キャラクター」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインマニュアル デザイン等の利用方法等について町が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ又はこれらに準ずるもの

（使用の申請）

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「よこぴー」デザイン等使用申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 横芝光町役場組織に事務局を置く団体又は横芝光町商工会が使用する

とき。

- (3) 横芝光町（以下「町」という。）内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所又はこれらに準ずる機関若しくは団体が教育の目的等で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 報道関係機関以外の報道紙や地方広報紙等で、町長がその使用目的が前号に準ずるものと認めたとき。
- (6) デザイン等の使用承認を受けた物品に関連した広告又は宣伝に使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき。

（使用の承認）

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めたときは、デザイン等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、使用を承認したときは、「よこぴー」デザイン等使用承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは、「よこぴー」デザイン等使用不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の制限）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を傷つけるものであるとき、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援、若しくは公認するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (3) 町の行事又は町の関連事業を推進する上で支障となるおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用するおそれのあるとき。
- (6) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (7) 第7条に規定する事項を遵守しないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、デザイン等を使用することが不適當であると認められるとき。

(使用料)

第6条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用の内容のみに使用し、町長の付した条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物品の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインマニュアルに従って使用すること。

- (5) 物品本体、包装及び当該物品の広告物等に付されたキャラクターの適切な位置に「横芝光町マスコットキャラクター よこぴー」を表示しなければならない。ただし、スペース等の関係で表示が困難であるときは、「©横芝光町 2 0 1 3」の表記をもって代えることができる。
- (6) 販売を目的とする商品に使用するとき、物品に関して、関係法令を遵守し、物品の安全性及び品質についても十分に配慮しなければならない。
- (7) デザイン等を使用して知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(承認内容の変更)

第 8 条 使用者は、承認された使用の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ、「よこぴー」デザイン等使用変更申請書（別記第 4 号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め承認したときは、「よこぴー」デザイン等使用変更承認通知書（別記第 5 号様式）により、承認しないときは、「よこぴー」デザイン等使用変更不承認通知書（別記第 6 号様式）により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認（前条の規定により変更を承認したときは、その変更後のものをいう。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、物品の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者は、使用の承認を取り消された日から

デザイン等を使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの告示に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) その他デザイン等の使用継続が不適當であると認められたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「よこびー」デザイン等使用承認取消通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 町は、第1項の規定により使用の承認を取り消したことにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第10条 第4条の規定による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 町は、使用の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損害賠償等の責任）

第12条 町は、デザイン等の使用を承認することに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、デザイン等の使用を承認した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、町の業務に支障を与えないよう処理しなければならない。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与

えたときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第3条）

年 月 日

様

住所（所在地）

氏名 (団体名称)

(代表者職氏名)

印

「よこぴー」デザイン等について、下記のとおり使用したいので申請します。なお、使用に当たっては、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱を遵守します。

記

1	使用対象物品 又はサービス	
2	使用目的 (事業概要等)	
3	使用方法 (種類・名称・規格等)	
4	使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5	使用（販売）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6	使用場所等	
7	有償・無償の有無	☐ 有償 1 販売価格 円 2 販売方法 ☐ 無償
8	備考	

＜担当者連絡先＞

住所 〒

部署・職氏名

電話番号 (FAX番号)

E-mail:

【添付書類】

- (1) 企画書等（スケッチ、レイアウト、原稿等）
- (2) 使用対象物の見本（写真でも可）等
- (3) 申請者の概要又は状況を示すもの
- (4) その他町長が必要とする書類等

第 年 月 日 号

様

横芝光町長



「よこぴー」デザイン等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった「よこぴー」デザイン等の使用について、下記のとおり承認したので、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

承認番号	
1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用方法 (種類・名称・規格等)	
4 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5 使用（販売）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 使用場所等	
7 有償・無償の有無	☐ 有償 1 販売価格 円 2 販売方法 ☐ 無償
8 条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認された使用の内容のみに使用し、町長の付した条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物品の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第4条の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインマニュアルに従って使用すること。
- (5) 物品本体、包装及び当該物品の広告物等に付されたキャラクターの適切な位置に「横芝光町マスコットキャラクター よこぴー」を表示しなければならない。ただし、スペース等の関係で表示が困難であるときは、「©横芝光町 2013」の表記をもって代えることがで

きる。

- (6) 販売を目的とする商品に使用するときは、物品に関して、関係法令を遵守し、物品の安全性及び品質についても十分に配慮しなければならない。
- (7) デザイン等を使用して知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

第 年 月 日
号

様

横芝光町長 印

「よこぴー」デザイン等使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった「よこぴー」デザイン等の使用について、下記の理由により不承認といたしましたので、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 不承認の理由	

第4号様式（第8条）

「よこびー」デザイン等使用変更申請書

横芝光町長

様

年 月 日

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

印

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 承認番号	
2 使用対象物品 又はサービス	
3 変更内容	

第 年 月 日 号

様

横芝光町長



「よこぴー」デザイン等使用変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった「よこぴー」デザイン等の使用について、下記のとおり承認したので、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認番号	
2 使用対象物品 又はサービス	
3 変更内容	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

- (1) 承認された使用の内容のみに使用し、町長の付した条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物品の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第 4 条の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインマニュアルに従って使用すること。
- (5) 物品本体、包装及び当該物品の広告物等に付されたキャラクターの適切な位置に「横芝光町マスコットキャラクター よこぴー」を表示しなければならない。ただし、スペース等の関係で表示が困難であるときは、「©横芝光町 2013」の表記をもって代えることができる。
- (6) 販売を目的とする商品に使用するときは、物品に関して、関係法令を遵守し、物品の安全性及び品質についても十分に配慮しなければならない。
- (7) デザイン等を使用して知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

様

横芝光町長



「よこぴー」デザイン等使用変更不承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった「よこぴー」デザイン等の使用について、
下記の理由により不承認といたしましたので、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」
デザイン等使用取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認番号	
2 使用対象物品 又はサービス	
3 変更内容	
4 不承認の理由	

第 年 月 号
日

様

横芝光町長



「よこぴー」デザイン等使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で（変更）承認した「よこぴー」デザイン等の使用について、下記のとおり取消しといたしましたので、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」デザイン等使用取扱要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認番号	
2 使用対象物品 又はサービス	
3 取消理由	